

鶴岡市訪問型サービスBの事業実施要綱

平成29年3月31日

告示第133号

(趣旨)

第1条 この告示は、訪問型サービスB（鶴岡市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則（平成29年鶴岡市規則第7号）第2条第1項第3号に規定する訪問型サービスBをいう。以下同じ。）の事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 訪問型サービスBの事業は、利用者に対し、その居宅において、調理、清掃、洗濯、ベッドメイク、衣類の整理、衣服の補修、買い物、薬の受け取り等生活援助のサービスを提供する事業とする。

(事業対象者)

第3条 訪問型サービスBの事業の対象者は、居宅要支援被保険者等（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。）であって、介護予防ケアマネジメントに基づき当該事業を利用するものとする。

(事業実施団体)

第4条 訪問型サービスBの事業の実施主体（以下「事業実施団体」という。）は、地縁組織、ボランティア団体等の住民主体で組織された5名以上で構成される団体とする。

(人員及び設備等の確保)

第5条 事業実施団体は、訪問型サービスBの事業実施のため、サービス提供に支障のない従業者の員数並びに設備及び備品を確保しなければならない。

(事業の運営)

第6条 事業実施団体は、この事業の運営に当たり、所属する専門職が関与するとともに、鶴岡市介護予防・日常生活支援総合事業「担い手養成研修」修了以上の知識・技術のあるボランティア、地域住民等の協力を得ることに努めるものとする。

(研修会等の実施)

第7条 事業実施団体は、有識者等による研修会を企画し、介護予防事業に関する知識の自己研鑽に努めなければならない。

2 事業実施団体は、研修会を企画実施した際は、研修会実施報告書を作成し、市長へ報告しなければならない。

(衛生管理)

第8条 事業実施団体は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理に努めなければならない。

(安全配慮義務)

第9条 事業実施団体は、善良な管理者の注意を持って、安全管理に配慮すしなければならない。

2 事業実施団体は、事故が発生するおそれがある場合は、適切な措置を講じなければならない。

3 事業実施団体は、事故発生時に備え、損害賠償保険等に加入するものとする。

(事故発生時の対応)

第10条 事業実施団体は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防ケアマネジメント等による援助を行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、速やかに市長に報告しなければならない。

2 事業実施団体は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 事業実施団体は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 事業実施団体は、前3項に規定する措置を講じる旨及びその実施方法をあらかじめ定めなければならない。

(サービスの利用)

第11条 訪問型サービスBの利用は、1回当たり20分以上60分以内とする。

2 訪問型サービスBの利用回数は、1週当たり1回とする。ただし、認知能力の低下等で支援が必要な対象者の利用回数は、1週当たり2回までとする。

3 訪問型サービスBを利用した者は、1回当たり150円の負担金を事業実施団体に支払わなければならない。

4 訪問型サービスBを利用した者は、前項の負担金のほか、その利用に当たり生じた実費を負担しなければならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、訪問型サービスBの事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。